



2017年5月19日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話 03-6898-8200

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2017年6月20日開催予定の第22回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役(以下「付与対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき、株主のみなさまのご承認が得られることを条件といたします。

なお、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額は年額10億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額2億円以内)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の付与対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を新たに設定することについて、株主のみなさまにご承認をお願いするものです。

2. 本制度の概要

付与対象取締役は、本制度に基づいて当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けますこととなります。また、本制度に基づいて付与対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とします。各付与対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式(以下「本株式」といいます。)の総数は、年800,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調

整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける付与対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の付与対象取締役との間において、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、

一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

なお、本制度は、付与対象取締役のほか、当社の従業員も対象とする予定であり、本日開催の取締役会において、付与対象取締役及び当社の従業員に対し、本制度に基づき、第三者割当による普通株式での新株式発行を決議いたしました。ただし、付与対象取締役への本株式の割当てについては、本株主総会において本制度の導入につき株主のみなさまからご承認が得られることを条件として決議しています。詳細は、本日公表の「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上